

令和4年12月6日

高浜町議会
議長 小幡 憲仁 様

提出者	高浜町議会議員	上尾 徳郎
賛成者	同	磯部 武史
	同	井ノ元 康夫
	同	廣瀬 とし子

小幡憲仁議長不信任決議提出について

上記の議案を、別紙のとおり高浜町議会会議規則第14条第2項の規定により決議します。

発議第3号

小幡憲仁議長不信任決議

高浜町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり決議する。

令和4年12月6日提出

提出者	高浜町議会議員	上尾 徳郎
賛成者	同	磯部 武史
	同	井ノ元 康夫
	同	廣瀬 とし子

提案理由

不信任決議案の通り。

小幡憲仁議長不信任決議（案）

議長の地位は議会自体の権威と結びつくもので、議長の中立性と尊厳性を保つことが求められており、また、議長の職責上、どの委員会にも出席して発言ができると規定されています。

全国町村議会議長会編集の「議員必携」に、委員会の発言については、別段の制限はくわえられていないので、単に議長の事務統理権、あるいは議事整理権に基づく発言に限る者でなく、議案の内容についての質疑や意見を述べることも差し支えないとの見解もあるが、あくまでも「議長」としては、個々具体の政策判断までは論及すべきではなく、委員会運営の基本的あり方に限定しての大所高所からの指導的立場の発言にとどめることが望ましい。との記載があります。

地方自治法や会議規則に詳しい小幡議長は、十分に承知されていると思いますが、議会運営や委員会での言動には、議長の議員としての思い入れが強く打ちだされており、議長の権威を議長個人に与えられたと勘違いされているかのようにも見えます

議長としての独善的な態度を改め、公平・中立な立場を守るように全員協議会の場でも申し入れ致しました。

「議長採決」が続くように、議決での賛否が拮抗する議会の現状において、議長の公平・中立性が強く求められる中、小幡議長の言動には議長として信任することは出来ず、「不信任」を決議致します。

令和4年12月6日

高 浜 町 議 会